

\*\* 村上水軍と海賊禁止令（1588年）について \*\*



1、戦国時代、瀬戸内海は、九州⇔大阪の大動脈であったが、島々が多数あり、そこには、海賊がいた。その代表格といえば古来、村上水軍が有名である。

（左は、能島村上家伝来の陣羽織:村上水軍博物館）

海賊衆の水軍力が合戦の行方を左右した例として有名なものの内、村上水軍では

- ① 厳島の戦（1555年 弘治元年）  
毛利氏と陶（すえ）氏の宮島・厳島での戦い
- ② 木津川口の合戦（1576年 天正4年:第1次合戦）  
織田氏と毛利氏の合戦

などがある。

海賊衆は、戦時に水軍力の担い手として活動するばかりでなく、平時にも海上を往来する商船から帆別銭（たべつせん）・櫓別銭（ろべつせん）などの名目で通行料（警護料）を徴収したりして、安全運航を約束する一方、無断で通過する船を襲い、積み荷を奪うことなど海賊行為をした。

2、豊臣秀吉が、刀狩令と同様、海においても航路の安全性が必要と考え天下統一を目前にした1588年（天正16年）海賊禁止令を打ち出し、海賊行為の絶滅を図った。

秀吉は、海賊禁止令で、海賊行為はしないという誓約書を船頭や漁師らからも取るよう領主に求め、海賊行為を働いた場合、違反者を成敗するとともに領主の土地を没収するという厳しい内容だった。



左は、日本遺産（H28/4/25）に認定された村上海賊を詳しく学ぶことができる村上水軍博物館



因島村上氏にまつわる資料館：因島水軍城（尾道市因島）

3、航路安定後、瀬戸内海：小豆島においては、大豆や小麦を九州から運び、醸造した醤油を大阪で販売するなどの加工貿易が発展する等、以後北前船の登場で日本全国の海上の運送が拡大発展した。

（文責 今井）